## 津山市男女共同参画まちづくり審議会傍聴取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、津山市審議会等の設置及び運営に関する指針(平成17年4月1日施行)に基づき、津山市男女共同参画まちづくり審議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

- 第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は 一部を非公開とすることができる。
  - (1) 津山市情報公開条例(平成11年津山市条例第2号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行うとき
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生じると認められるとき
- 2 前項の規定により非公開とする場合は、会長が審議会の会議に諮って決定する。 (開催の周知)
- 第3条 会議の開催等については、公開、非公開にかかわらず、原則として1週間前までに本 市ホームページへの掲載等適切な方法により周知するものとする。周知後に公表内容に変更 が生じた場合も同様とする。

(傍聴者の定員)

- 第4条 会議の傍聴者の定員は、5人とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認めるときは定員を変更することができる。

(傍聴の手続)

- 第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日、開会予定時刻の15分前までにあらかじめ指定する場所で傍聴者受付名簿(様式第1号)に必要事項を記入し、傍聴の申出をしなければならない。
- 2 傍聴の申出をした者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定により、傍聴の申出を受けたときは、会議の傍聴を認めた者に傍聴 許可証(様式第2号)を交付し、当日に限り会議の傍聴を許可する。

(傍聴許可証の所持等)

- 第6条 傍聴者は、会場にあるときは、常時傍聴許可証を所持しなければならない。
- 2 傍聴者は、傍聴を終えたときは、傍聴許可証を返還しなければならない。 (傍聴をすることができない者)
- 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 凶器その他危険なものを持っている者

- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者 (傍聴者の守るべき事項)
- 第8条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
  - (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - (2) 会議場において発言しないこと。
  - (3) みだりに席を離れないこと。
  - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、すみやかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないと きは、これを退場させることができる。

(議事録の公表)

- 第11条 会議の議事録は、公表する。ただし、発言者氏名や津山市情報公開条例(平成11年津山市条例第2号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項は公表しないものとする。
- 2 非公開とした会議の議事録は、公表しない。
- 3 会議の議事録は、津山市総務部人権啓発課において本市ホームページへの掲載を行う。 (その他)
- 第12条 会長は、この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し臨機の処置をとることができる。

付 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。